

第1章 総則	1
第1節 目的、性格等	2
第1項 目的	2
第2項 町の防災理念と実施方針	2
第3項 計画の構成	5
第4項 他計画との関係	6
第5項 計画の運用等	6
第6項 計画の修正	7
第7項 用語	7
第2節 防災関係機関等の責務及び業務大綱	8
第1項 防災関係機関及び住民、企業等の責務	8
第2項 防災関係機関の業務大綱	9
第3節 町の現況	20
第1項 面積及び位置	20
第2項 自然的条件	20
第3項 社会的条件	21
第4節 災害危険箇所	23
第1項 水害危険箇所	23
第2項 土砂災害危険箇所	23
第3項 山地災害危険箇所	24
第4項 道路危険箇所	25
第5節 既往災害の事例	26
第1項 風水害	26
第2項 火災	29
第3項 地震災害	30
第6節 災害の想定	32
第1項 風水害	32
第2項 火災及び危険物災害	33
第3項 地震災害	33

第2章 災害予防計画	35
第1節 宇美町防災会議運用計画	39
第1項 町防災会議運用計画	39
第2節 住民が行う防災対策	40
第1項 住民が行う主な防災対策	40
第2項 地区防災計画の策定	41
第3節 自主防災組織整備計画	43
第1項 自主防災組織育成計画	44
第2項 自主防災組織の活動内容	47
第4節 企業等防災対策の促進計画	48
第1項 事業継続計画の策定	48
第2項 企業等の防災対策及び防災活動	48
第3項 町が行う措置	49
第5節 防災知識普及計画	50
第1項 職員に対する防災知識の普及	51
第2項 住民に対する防災知識の普及	51
第3項 児童、生徒等に対する防災知識の普及	52
第6節 訓練計画	53
第1項 総合防災訓練	53
第2項 各種防災訓練	54
第7節 防災施設、資機材等整備計画	57
第1項 防災中枢機能等の確保・充実	57
第2項 装備資機材等の整備充実	58
第3項 備蓄物資の整備	60
第4項 災害時用臨時ヘリポートの整備	61
第8節 情報通信体制の整備計画	63
第1項 情報通信施設等の整備	63
第2項 防災情報システムの整備	65
第3項 広報、広聴体制の整備	65
第9節 避難誘導體制の整備計画	67
第1項 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定	67
第2項 指定避難所等の機能の整備	70
第3項 避難路の選定	70

第4項	円滑な避難誘導のための備え	71
第10節	広域応援体制整備計画	72
第1項	他市町及び関係機関等との相互応援体制の整備	72
第2項	広域一時滞在の受入れ体制の整備	73
第11節	要配慮者対策計画	74
第1項	社会福祉施設、病院等の対策	74
第2項	保育園等における対策	75
第3項	避難行動要支援者対策	75
第4項	外国人等への支援対策	78
第5項	要配慮者への防災教育・訓練等の実施	79
第6項	要配慮者への支援に関する住民の役割	79
第12節	災害救助法等運用体制整備計画	80
第1項	災害救助法運用体制の整備	80
第2項	罹災証明書交付体制の整備	80
第13節	災害ボランティアの活動環境整備計画	81
第1項	災害ボランティアの役割	81
第2項	災害ボランティアの受入体制の整備	81
第3項	災害ボランティアの育成・支援	82
第14節	住宅の確保体制整備計画	83
第1項	空家住宅の確保体制の整備	83
第2項	応急仮設住宅の供給体制等の整備	83
第15節	交通・輸送体制整備計画	84
第1項	緊急通行車両の事前届出	84
第2項	緊急輸送体制の整備	85
第16節	医療救助体制整備計画	86
第1項	医療救護活動要領への習熟	86
第2項	医療救護体制の整備	86
第3項	傷病者等搬送体制の整備	87
第17節	防疫・保健衛生体制整備計画	89
第1項	保健衛生・防疫活動要領への習熟	89
第2項	防疫用薬剤及び資機材等の確保	89
第3項	学校における保健衛生の確保	89

第18節	ごみ・し尿・がれき処理体制整備計画	90
第1項	ごみ処理体制の整備	90
第2項	し尿処理体制の整備	90
第3項	がれき処理体制の整備	91
第19節	水害予防計画	92
第1項	河川対策	92
第2項	ため池対策	93
第20節	土砂災害予防計画	94
第1項	土砂災害（急傾斜地崩壊、地すべり、土石流）の予防対策	94
第2項	山地災害対策	97
第21節	都市防災関連計画	98
第1項	建築物不燃化の推進	98
第2項	土地利用計画	99
第3項	土地区画整理・市街地再開発事業計画	99
第4項	公園・緑地整備計画	100
第22節	建築物及び文化財等災害予防計画	101
第1項	建築物災害予防計画	101
第2項	文化財災害予防対策	102
第23節	上水道、公共下水道施設災害予防計画	104
第1項	上水道施設災害予防計画	104
第2項	公共下水道施設災害予防計画	105
第24節	交通施設災害予防計画	107
第1項	交通安全普及計画	107
第2項	道路整備計画	107
第3項	鉄道施設災害予防計画	109
第25節	農林業災害予防計画	110
第1項	農業災害予防計画	110
第2項	林業災害予防計画	112
第3項	災害予防に関する試験研究の推進	113
第26節	火災予防計画	114
第1項	消防力の強化	114
第2項	火災予防対策	116

第 2 7 節 林野火災予防計画 -----	119
第 1 項 予防体制等の強化-----	119
第 2 項 予防施設等の整備-----	120
第 3 項 防火思想の普及-----	121
第 2 8 節 危険物等災害予防計画 -----	122
第 1 項 危険物災害予防対策-----	123
第 2 項 高圧ガス災害予防対策-----	124
第 3 項 火薬類災害予防対策-----	124
第 4 項 毒物劇物災害予防対策-----	125
第 5 項 輸送対策-----	125
第 2 9 節 公益事業等施設災害予防計画 -----	126
第 1 項 電気施設災害予防対策-----	126
第 2 項 ガス施設災害予防対策-----	126
第 3 項 通信施設災害予防対策-----	127
第 4 項 放送施設災害予防対策-----	128
第 3 0 節 中高層建築物災害予防計画 -----	129
第 1 項 対象施設-----	129
第 2 項 消防機関による予防措置-----	130
第 3 項 所有者による予防措置-----	131
第 4 項 ガス事業者による予防措置-----	132
第 3 章 災害応急対策計画 -----	133
第 1 節 災害対策本部組織及び災害警戒本部組織計画 -----	138
第 1 項 災害対策本部等の設置及び廃止-----	138
第 2 項 組織及び系統-----	141
第 3 項 応急対策の流れと主な組織体制-----	144
第 4 項 分掌事務-----	145
第 2 節 動員配備計画 -----	149
第 1 項 町の動員配備計画-----	149
第 2 項 指定地方行政機関等の動員配備体制-----	154
第 3 節 気象予報・警報等伝達計画 -----	155
第 1 項 防災気象情報の種類-----	155
第 2 項 防災気象情報の伝達-----	158
第 3 項 異常現象等の通報-----	159

第4節 被害情報等収集伝達計画 -----	161
第1項 初期情報の把握-----	161
第2項 被害情報の収集・集約-----	161
第3項 被害状況の調査要領-----	162
第4項 被害情報の報告-----	163
第5項 通信計画-----	166
第5節 災害広報計画 -----	172
第1項 災害広報の実施-----	172
第2項 住民等からの問い合わせに対する対応-----	176
第6節 自衛隊災害派遣要請計画 -----	178
第1項 自衛隊派遣要請の基準と種類-----	178
第2項 災害派遣要請要領-----	179
第3項 派遣部隊の受入れ準備-----	181
第4項 災害派遣の撤収要請-----	184
第7節 広域応援要請計画 -----	185
第1項 応援の要請-----	185
第2項 他市町村への応援の実施-----	186
第3項 協定に基づく相互応援-----	187
第4項 広域一時滞在計画-----	195
第5項 備蓄物資等の供給に関する相互協力-----	196
第8節 避難計画 -----	197
第1項 指定避難所及び指定緊急避難場所-----	197
第2項 避難準備情報、勧告及び指示の発令-----	203
第3項 避難勧告等の伝達-----	207
第4項 避難誘導及び移送-----	208
第5項 警戒区域の設定-----	210
第6項 指定避難所の開設・運営-----	210
第7項 要配慮者等を考慮した避難対策-----	214
第9節 水防計画 -----	217
第1項 水防に関する方針及び水防団体の役割-----	217
第2項 町の水防体制-----	217
第3項 水防活動-----	218
第10節 消防計画 -----	224
第1項 消防活動体制-----	224

第2項	火災時の連絡系統	225
第3項	消防活動の実施	226
第4項	大火災等の情報収集及び報告	227
第11節	土砂災害応急対策計画	229
第1項	警戒体制の確立	229
第2項	災害発生時の報告	231
第3項	救助活動	232
第12節	救出計画	233
第1項	対象者及び期間	233
第2項	救出活動における組織編成	233
第3項	救出活動の実施	234
第13節	公安警備計画	236
第1項	警察（粕屋警察署）による警備活動	236
第2項	自衛警備活動	236
第14節	医療救護計画	237
第1項	医療体制の確立	237
第2項	医療救護活動	241
第3項	搬送体制の確保	242
第4項	災害救助法に基づく措置	243
第15節	被災者台帳の作成	244
第1項	被災者台帳の作成	244
第2項	台帳情報の利用及び提供	244
第16節	給水計画	245
第17節	食糧供給計画	247
第1項	食糧供給計画	247
第2項	食糧の確保	247
第3項	食糧の配給	249
第4項	炊き出し計画	250
第18節	生活必需品等供給計画	251
第1項	生活必需品等供給計画	251
第2項	生活必需品の確保	252
第3項	配給方法	253

第 1 9 節 義援金品配分計画 -----	254
第 1 項 義援金品の受付及び保管-----	254
第 2 項 義援金品の配分-----	255
第 2 0 節 交通対策計画 -----	257
第 1 項 被害状況の把握-----	257
第 2 項 交通規制の実施-----	257
第 3 項 交通の確保-----	258
第 2 1 節 緊急輸送計画 -----	259
第 1 項 輸送の確保-----	259
第 2 項 緊急輸送計画-----	261
第 2 2 節 防疫、清掃、保健衛生監視計画 -----	264
第 1 項 防疫対策-----	264
第 2 項 清掃対策-----	267
第 3 項 保健衛生対策-----	270
第 4 項 愛護動物対策-----	271
第 2 3 節 行方不明者の捜索、処理及び埋葬計画 -----	272
第 1 項 捜索、遺体処理、火葬の対象及び期間-----	272
第 2 項 行方不明者の捜索-----	272
第 3 項 遺体の処理-----	273
第 4 項 遺体の火葬-----	274
第 2 4 節 障害物の除去計画 -----	276
第 2 5 節 学校教育対策計画 -----	278
第 1 項 学校教育対策-----	278
第 2 項 学校給食等の措置-----	280
第 3 項 保健衛生対策-----	280
第 2 6 節 応急仮設住宅建設等計画 -----	281
第 1 項 応急仮設住宅の建設・供与-----	281
第 2 項 被災住宅の応急修理-----	282
第 3 項 公営住宅等の活用-----	282
第 4 項 臨時の措置-----	283
第 2 7 節 要員確保計画 -----	284

第28節 災害ボランティア応急活動計画 -----	286
第1項 災害ボランティア活動の推進 -----	286
第2項 災害ボランティアの構成及び活動内容 -----	286
第3項 災害ボランティア活動環境の整備 -----	287
第4項 災害ボランティア活動開始までの流れ -----	290
第5項 民間団体の活用 -----	291
第29節 公共土木施設対策計画 -----	292
第1項 公共施設対策 -----	292
第2項 鉄道施設対策 -----	293
第30節 上水道、下水道施設災害対策計画 -----	295
第31節 公益事業等施設災害対策計画 -----	298
第1項 電力施設災害対策 -----	298
第2項 ガス施設災害対策 -----	300
第3項 通信施設災害対策 -----	300
第4項 放送施設災害応急対策 -----	304
第32節 危険物等災害対策計画 -----	306
第1項 危険物災害対策 -----	306
第2項 高圧ガス災害対策 -----	307
第3項 火薬類災害対策 -----	309
第4項 毒物劇物災害対策 -----	309
第33節 農林業災害対策計画 -----	311
第1項 農業用施設応急対策 -----	311
第2項 農作物応急対策 -----	311
第3項 畜産応急対策 -----	313
第4項 林産物応急対策 -----	313
第34節 林野火災対策計画 -----	314
第1項 火災通報 -----	314
第2項 消火活動体制 -----	315
第35節 中高層建築物災害応急対策計画 -----	317
第1項 警察による措置 -----	317
第2項 消防機関による措置 -----	317

第36節 災害救助法適用計画-----	319
第1項 救助法の適用基準-----	319
第2項 災害救助法の手続き-----	321
第3項 救助の実施-----	323
第4項 災害対策基本法の定める応急措置-----	324
第4章 災害復旧・復興計画-----	325
第1節 災害復旧・復興の基本方針-----	327
第2節 災害復旧事業の推進計画-----	328
第1項 災害復旧事業計画-----	328
第2項 災害復旧事業に伴う財政援助-----	330
第3項 激甚災害に係る財政援助措置-----	330
第3節 被災者の生活確保計画-----	334
第1項 被災者の生活確保-----	334
第2項 租税の徴収猶予及び減免等-----	336
第3項 災害時の風評による人権侵害等を防止するための啓発-----	337
第4節 災害復旧資金対策計画-----	338
第1項 金融措置-----	338
第2項 罹災証明書の発行-----	347
第5節 復興計画-----	350
第1項 復興のための体制整備-----	350
第2項 復興計画の策定-----	350
第3項 復興事業の推進-----	351
第4項 大規模災害からの復興に関する法律に基づく措置-----	351
第5章 地震災害予防計画-----	353
第1節 地震防災緊急事業整備計画-----	355
第2節 地域の防災力の向上-----	356
第1項 住民の心得-----	356
第2項 防災訓練の実施-----	358
第3節 地震防災活動体制の整備計画-----	359
第1項 活動体制の整備-----	359

第2項 情報の収集、伝達体制の整備	360
第3項 二次災害防止体制の整備	360
第4節 地震に強いまちづくり計画	362
第1項 建築物等の耐震性確保についての基本的な考え方	362
第2項 防災都市基盤整備計画	362
第3項 液状化対策	364
第4項 建築物災害予防計画	365
第5節 避難地等の整備	368
第1項 広域避難地等の選定	368
第2項 避難路の選定及び安全確保	369
第3項 広域避難地等の整備	370
第6章 地震災害応急対策計画	371
第1節 災害対策本部組織及び災害警戒本部組織計画	373
第2節 動員配備計画	374
第1項 配備体制	374
第2項 職員の参集	375
第3項 震災応急対策の時間的目安	376
第3節 情報収集伝達計画	378
第1項 地震に関する情報の収集	378
第2項 被害情報の収集及び報告	379
第3項 広報の実施	380
第4節 避難収容計画	381
第5節 救出計画	382
第6節 二次災害の防止	383
第1項 震災消防活動	383
第2項 余震、降雨等に伴う二次災害の防止	383
第3項 ため池施設災害応急対策	384
第7章 地震災害復旧・復興計画	385